

第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 会議録〔抜粋〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思ふのであります。自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、国土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮窟であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。外国においては、過去の日本の影像が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思ふのであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思ふのであります。

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」(昭和29年(1954年)6月2日参議院本会議)を遵守等する旨の政府啓弁の例

■ 第19回国会参議院本会議 昭和29年06月02日
○國務大臣(木村鳩太郎) 凡今の本議の決議に對しまして、一言、政府の所置を申し上げます。申すまでもなく自衛隊は、我が國の平和と獨立を守り、國の安全を保つため、直接並びに間接の侵略に對して我が國を防禦することを任務とするものでありまして、海外派遣というようないふ目的は持つていないのであります。従いまして、凡今の決議の趣旨は、十分これを尊重する所存であります。

■ 第171回国会参議院外交防衛委員会 平成21年5月28日
○國務大臣(浜田靖一君)
・・・今回の派遣につきましては、今先生の御指摘の点とか、この参議院におけるお話でございますけれども、武力の行使の目的を持って武装した部隊を他國の領域に派遣することとされるいわゆるわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものでありまして、憲法上許されないと考えております。
今般の海上警備行動につきましては、ソマリア沖・アデン湾の公海上において我が國に關係する船舶を海賊行為から防護するための活動でありますので、それが武力の行使の目的を持って行われるいわゆる海外派兵に当たるものではないことは当然でございます。

■ 第171回国会参議院海賊行為への対処並びに國際テロリズムの防止及び我が國の協力支援活動等に関する特別委員会 平成21年04月28日
○麻生内閣総理大臣
・・・國會の決議というものは、参議院ならいわゆる参議院という議院の意思表示でありまして、これは当然、政府としては十分尊重すべきものだと考えております。それは当然のことだと思ひますが、他方、武力行使を伴わない自衛隊の海外派兵というものにつきましては、これまで、ペルシヤ湾の掃海艇の派遣、またPKOを初めとする各種の法律の制定とそれに基づく諸活動の積み重ねをこれまでやってきたと思つております。
今般のソマリア沖についての海上警備行動につきましても、いわゆる他の諸活動と同様に、武力行使を目的としたものでないことだけは明確だと思つております。したがらしまして、仮に、國會において、今般の海上警備行動につきまして、御指摘の決議との關係で御議論というものをされるのであれば、今申し上げた点に留意することが必要だと考えております。

■ 第171回国会参議院外交防衛委員会 平成21年8月17日
○國務大臣(浜田靖一君)
・・・決議というものに対しては、我々としては、当然、これは重要な決定でありまして、我々としては守るべく努力すべきだと思つておりますし、今冒頭にその当時の決議というものを先

生がおつしやつたわけでありますが、しかし、我々、今現在におきましては、まさに法律に従い、そしてまた多くの先生方の御指導、そしてまた我々のあるべき立場というのをもう十二分に戦後において経験をしているところでございます。

我々とするれば、先生方の御懸念に値しないように今後ともしっかりと努力をし、そして自分たちの立場を認識しつつやっつていききたいというふうに考えておるところでございます。

○國務大臣(中曾根弘文君)
この決議、海外出動禁止決議でございますけれども、政府としては、もうこれも申すまでもなく、自衛隊というのは平和と獨立を守るためのものです。國の安全を保つためのものでありますから、直接それから間接の侵略に對しては防衛を任務とするものですから、海外派遣をすれば、そういうような目的は持つていないところでございます。

■ 163回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 平成17年12月12日
○國務大臣(安倍晋三君)
・・・基本的にそのときの恐らく院の意思としては、海外に派遣をして、そしてこの自衛隊が言わば武力行使をするということ念頭に置いているのではないかと、このように思ひます。

■ 第159回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 平成16年02月06日
○國務大臣(石破茂君)
・・・武力の行使を目的としない海外に對する、海外における自衛隊の活動ということとは、私はこの参議院の御決議に反するものだと考へておりません。
○國務大臣(石破茂君)
・・・時の総理、官憲総理がこの参議院の二十九年の決議を引かれまして、私どもは海外において武力を行使してはならないということを守つてまいりましたし、参議院の御決議の言われることもそういうことを戒められたのであらうと、あるうと。これは有権的には當院のお決めになること、つまり参議院でございますが、有権的には當院のお決めになられることとございまして、私どもはそういうふうにご考へてまいりましたところとございまして、これが當時の官憲総理の啓弁であり、これが政府の啓で、今もこれは変わつていないということとあります。

■ 第145回国会参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会 平成11年5月20日
○國務大臣(宮澤喜一君)
・・・私自身は、自衛隊というものは非常に大事なものである。非常に大事なものであるが、同時にし、これは外國で武力行使をするということがあつてはならないというのが日本の憲法の趣旨であると思つておりましたから、そういう見地からかなり激しい議論をいたしました。それがちやうどこの決議のある前の年でございまして、

でありますから、私自身はこの決議の趣旨とするとところは極めて穏当な、順当なことであるというふうに自然に考えておりました。その考えは今でも私は変わっておりません。・・・やはりどういふ場合であっても外国で我が国が武力行使をしてはならないというふうな私自身は考えてまいりました。したがって、この決議に賛成することは極めて自然のことでありましたし、また今日もそのように考えております。

○国務大臣（宮澤喜一君）

（注：海外に出動すること自体を禁じた決議の趣旨につき、周辺事態関連法と結び付けていかように受けとめるかを問われて）・・・私の考え方は、当時も今日もそうでございますが、我が国は外国において武力行使をしてはならないというふうな考えをおぼえておられます。

外国と申しますのは、文字どおり外国でございますから、我が国の領土はもちろんな、領海あるいは公海において行動するということは、私は武力行使ということでありませんと私の憲法九条の考え方に反するものではないと考えております。

■ 第 142 回国会参議院予算委員会 平成 10 年 8 月 26 日

○政府委員（佐藤謙吾）

（注：周辺事態で自衛隊が武器を持っていくことが、海外出動はしないという本会議決議に違反するのではないかと問われて）海外出動、要は海外派兵ということでございます。その海外派兵につきましては、先ほど法制局長官からも御説明がございましたように、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するということでございます。・・・

■ 第 122 回国会参議院予算委員会 平成 8 年 11 月 15 日

○国務大臣（宮澤喜一君）

・・・自衛隊が誕生いたしました際に、いやくも海外派兵というふうなことがあつてはならないという際の御決議であつたように存じております。

○国務大臣（宮澤喜一君）

国会の御決議でございますから、政府はこれを尊重するのは当然のことと存じます。

○国務大臣（宮澤喜一君）

もとより国会の御意思は尊重いたさなければなりません。決議の有権的な御解釈は参議院がお持ちのことはもちろんでございますけれども、私は、自衛隊が海外において武力行使をするというふうなことはこれはあつてはならない、それが御決議の趣旨であると思つております。

○国務大臣（宮澤喜一君）

・・・恐らく海外で武力行使することは許さない、そういう御趣旨であるろう。・・・

○国務大臣（宮澤喜一君）

院の御決議は常に尊重しなければならぬものと思ひます。

○国務大臣（宮澤喜一君）

（注：PKO法により専守防衛が変わりましたかと問われて）変わりはないと存じます。

■ 第 109 回国会参議院外務委員会 昭和 62 年 8 月 25 日

○立木洋君

・・・この二十九年の決議というののもう御承知でしょうけれども、もちろん私たちは自衛隊の存在そのものについて異なった見解を持つということはありますけれども、しかし、この「自衛隊の海外出動を為さざることに係る決議」というのが昭和二十九年六月二日参議院において決議されたわけですね。・・・ここでも、「自衛とは海外に出動しないということであるべきではありません。」ということも説明の中では述べられておりますし、「先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは韓艦であつても、不便であつても、憲法九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。」というふうな趣旨のことも趣旨説明の中では述べられております。

私はそういう意味で、今回のこの法案が採択されるに当たつてこの精神をやはりもう一度私たちは想起する必要がありますし、そういう点では特に旅にこういふ精神を踏まえた立場を大臣としてもしつかりとつていただきたいたいと思ひます。その点についての大臣のお考えを述べていただきたいたいと思ひます。

○国務大臣（倉成正君）

今回の法律の中におきましては、自衛隊の派遣は考えていないということについてはもう明らかでございます。そしてまた、ただいま立木委員の仰せになりました精神というのは我々も十分踏まえているつもりでございます。・・・我々が準拠すべきものは憲法でございます。憲法の精神を遵守していかなければいけないということがまず第一。そして、やはり国民の動向、世論の動向ということもまた我々の考慮に入れるべきでございますが、最終的な判断は国権の最高機關である国会が判断すべきことであらうかと思ひますので、国会の御意思に従つて政府は忠実にその問題を処理してまいりたいと思ひます。

■ 第 50 回国会参議院本会議 昭和 40 年 10 月 16 日

○国務大臣（佐藤榮作君）

・・・防衛問題については、昭和二十九年六月二日の自衛隊の海外派兵は行なわないとの決議がございました。私も、この決議を尊重する、かような立場にあることには変わりございません。ことに、我が国の憲法が、国際紛争は武力によって解決しないのだから、武力使用を禁止しておりますし、また、自衛隊法自身も、自衛隊はわが国の防衛のためにその職責を果たすのだと、かような考え方が明確になつております。したがって、この二つの法律から、たゞいままお尋ねになりましたような、自衛隊は、国連の要請に応じて海外に出て行くということはありませんし、また、韓国における米軍が国連の名のもとに要請をいたしましたとしても、これまた出動するようないことはございません。